

各位

会社名 株式会社 p l u s z e r o
代表者名 代表取締役会長兼CEO 小代義行
（コード番号：5132 東証グロース）
問合せ先 取締役CFO 浅川燿佑
（TEL. 03-6407-0212）

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。なお、割当予定先には、当社取締役が含まれておりますが、本件割当の当事者に該当するため、当該取締役らは本決議には参加しておりません。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、2022年10月の上場を経て既存事業の業績向上に邁進してまいりました。今後さらなる中長期的な当社の業績拡大および技術力を通じた企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役、執行役員、従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

さらに、本新株予約権は、「割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む21取引日の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格（但し、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等により調整が行われた場合、調整後の行使価額に30%を乗じた価額とします。）を下回った場合（以下「行使義務事由」といいます。）、本新株予約権の割当者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする義務（以下「行使義務」といいます。）が付されております。

行使義務の発動水準を本新株予約権の行使価額の30%を下回った場合と設定した理由は、リスクとのバランスを鑑み当社の過去の業績や株価推移を考慮し割当者が株価に対して一定の責任を負う妥当な水準であると判断したためです。

これにより、割当を受けた当社取締役及び当社執行役員、当社従業員が、既存株主の皆様と同様に当社株価下落に対するリスクを負うことで、モチベーションと同時に責任も生じるスキームとなっております。

そのため、発行要項にて以下の点を特に定めております。

- 割当者は、新株予約権の全部又は一部を自主放棄することができない。
 - 発行要項12. (1) (2) の内容を除いて、当社は新株予約権を取得することはできない。
 - 割当者は権利行使時において、当社、当社子会社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に新株予約権を行使することができるものの、退職等でこれら地位を保有しなくなった場合でも、行使義務（当該地位を保有しなくなった後、行使義務事由に該当することにより生じる行使義務を含む。）は消滅せず、発行要項11. (1) の定めにかかわらず、新株予約権を行使しなければならない。

このため、本新株予約権の発行は、株式の希薄化を生じさせる可能性があるものの、当社の株主とリスク及び利益の共有を図りつつ、行使期間も10年間としており中長期的な企業価値の向上を目指すものであることから、合理的なものであると考えております。また、発行要領11.（3）において、経過年数に応じて行使可能な割合を定めております。

なお、本新株予約権の発行決議に際し、その発行価額の公正性を期すため、当社は、当社から独立した第三者算定機関である株式会社 ブリッジコンサルティンググループ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役CEO 宮崎 良一、以下、「ブリッジコンサルティンググループ」）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書を取得しております。ブリッジコンサルティンググループは、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価（2,753円）、ボラティリティ（67.20%）、行使期間（10年）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（2.073%）、強制行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の公正価値を算定しております。

す。当社取締役会は、ブリッジコンサルティンググループが評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の価値算定手法として一般的に用いられている方法で算定していることから、その算定結果は適正かつ妥当であり、本新株予約権の発行価額を当該算定結果と同額である112円とすることは有利発行に該当しないと判断し、当該金額をもって本新株予約権の発行価額とすることを決定しました。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2025年12月23日）での東京証券取引所における当社株価の終値である2,753円とします。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、本新株予約権の全てについて割当てが行われ、行使された場合、本日現在における当社発行済株式総数7,850,358株に対する希薄化率は2.4%であり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社plusezro第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2026年1月16日

3. 割当日

2026年1月21日

4. 払込期日

2026年1月19日

5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権の総数

184,500個

7. 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金112円

8. 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金2,753円とする。

9. 行使価額の調整

- (1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

10. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日の翌日から2035年12月23日まで（但し、2035年12月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

11. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、13項に該当する場合を除き、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。但し、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の割当日の翌日から2035年12月23日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、行使期間内において、下記の基準日において算定される以下の権利の限度で、これを基準日以降に行使することができる。ただし2033年12月1日以降はこの限りではない。なお、行使することができる場合に行使しない分は、後の基準日の分と累積して行使することができる。基準日の前までの本新株予約権者の1年間の総稼働時間数（合計後の1時間に満たない分は切り捨て）（ただし、2027年12月1日基準日分に関しては、2年間の総稼働時間数とする。）を12（ただし、2027年12月1日基準日分に関しては、24とする。）で除した数値をNとして、本新株予約権者に付与した本新株予約権の総数に（N／158）×34%もしくは34%を乗じた数のいずれか少ない方を行使する権利（ただし、新株予約権に端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）

基準日

- ① 2027年12月1日
- ② 2028年12月1日
- ③ 2029年12月1日
- ④ 2030年12月1日
- ⑤ 2031年12月1日
- ⑥ 2032年12月1日

- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

- 1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

12. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が第11項(2)及び(4)に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、行使期間終了前といえども、当社は取締役会の決議をもって新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部を自主放棄することができない。

13. 本新株予約権の強制行使

- (1) 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値の連続する21取引日の平均値が行使価額に30%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならない。なお、当社普通株式の株価終値の連続する21取引日の平均値の計算及び行使価額に30%を乗じた価額の計算にあたっては、小数点第一位を四捨五入するものとする。
- (2) 第11項(1)の定めに關わらず、本新株予約権が前項の定めにより、強制行使となった場合、当社又は当社子

会社における取締役、監査役又は使用人の地位にあるか否かに関わらず、本新株予約権者に付与した残存する新株予約権部分について、強制行使の義務を負うものとする。ただし、第11項(2)及び(4)に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合はこの限りでない。

- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 14. 本新株予約権の譲渡
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 17. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
第11項及び第13項に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
第12項及び第13項に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第15項に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 18. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- 19. 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関であるブリッジコンサルティンググループ株式会社が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権1個の払込金額を金112円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載のとおりとし、行使価額は本新株予約権1個につき、金2,753円とする。

21. その他

(1) 本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役会に一任する。

22. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役2名に対し、60,000個

当社執行役員6名に対し、62,500個

当社従業員10名に対し、62,000個

なお、上記対象となる者の人数は本新株予約権発行時点の予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

以上